

「子どものためのシェルター」の公的制度化を！

生存の危機にある子ども(家族から見捨てられた子ども)

家庭内で、虐待(身体的・心理的・性的・ネグレクト)を受け、適切な養育を受けることができず、一方、適切な養育施設もない。

- 非行少年として家庭裁判所の審判を受けても、親に引き取りを許否され、帰る場所が見つからない。
- 社会内処遇(保護観察処分や試験観察処分)が可能であっても、少年院送致されるケースも。

→ 憲法や子どもの権利条約で保障されている子どもの権利(生存権・成長発達権等)が、侵害されている。

→ 制度の隙間に落ち込み、どこにも居場所がない子ども

「子どものためのシェルター」の公的制度化を！

専門的で総合的な支援(福祉, 司法, 医療, 心理, 教育の各分野の連携)が必要。

- 医療現場の「救急救命治療センター」のような制度を！

各地(東京・神奈川・愛知・岡山・広島)で、弁護士が中心となって「子どものためのシェルター」を設置。

- 子どもの権利救済事業の一環として、法的に位置付け、制度として保障を！
- シェルターを設置・運営する法人に対して、必要な補助金の交付を！

不十分な制度の現状

制度の隙間に落ち込み、どこにも居場所がない子ども

◆児童相談所の一時保護所で保護できない子ども

- ・ 若い子どもたちをイメージして運営されているため、思春期の子どもの利用には適していない。
- ・ 通学や就労継続が不可能であるため、利用を躊躇する子どもも多い。
- ・ 18歳、19歳の子どもは、法律上対象外。

◆児童福祉法上の既存施設

(児童養護施設, 児童自立支援施設, 里親, 自立援助ホーム)は、すぐに入れない。

◆補導委託先(家庭裁判所が試験観察に利用)が見つからない子ども

登録数の減少や、定員数が少ないため、審判までに適切な補導委託先が見つからない。

- 社会内処遇で更生できる子どもも、帰住先がないため少年院送致となるケースも。

◆少年院を仮退院した子どもが更生保護施設を利用

親が引取りを許否したり、その家庭に子どもを戻すことがふさわしくない場合(虐待家庭等)、少年院を仮退院した子どもは更生保護施設を利用しているのが現状。

- 更生保護施設は、住込み就労先を見つけるまでの短期宿所。
- 生活環境もスタッフの配置も、十分なケアは想定していない。
- 就労可能性が低い年齢(15歳・16歳)の子どもは、施設が受け入れを拒む場合が多い。